

奈良県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長安寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	中津 博行	大和郡山市長安寺町三三五―一
〃	中津 義二	〃
〃	中津 二郎	〃
〃	西川 賢	〃
〃	橋口 正晴	〃
監事	中津 小太郎	〃
〃	吉桑 修	〃

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	吉桑 博	大和郡山市長安寺町三三四
〃	中津 久裕	〃
〃	中津 有史	〃
〃	中川 新	〃
〃	杉田 富雄	〃
監事	堀部 恒司	〃
〃	中西 勲夫	〃